

情報管理基本指針

第1章 総則

1 目的

本指針は、当社グループ又はグループ各社の役員および従業員が遵守すべき、秘密情報・個人情報の管理に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本指針は、当社グループが保有する全ての秘密情報・個人情報を対象とし、当社グループ又はグループ各社の役員および従業員による全ての秘密情報・個人情報の取扱いに適用される。

3 用語の定義

本指針で用いる用語の定義は、次による。

3.1 秘密情報

社外に開示すべきでない、開示することがふさわしくないものとして、当社グループが、秘密として保持すべきと決定した情報をいう。

3.2 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報自身により、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報その他個人情報保護法又はGDPRその他適用ある法令において定義される個人に関する情報をいう。

3.3 社員情報

従業員及び雇用関係にあった全ての者の個人情報をいう。

3.4 本人

一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

3.5 取扱い

自動的な手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能なものとする、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行を含め、情報資産に対して行うあらゆる作業をいう。

3.6 個人情報保護法

日本の個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及びその改正法をいう。

3.7 GDPR

EU 一般データ保護規則（"REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE

COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC". 2018 年欧州連合離脱法によって英国法となる一般データ保護規則を含む) 及びその改正法をいう。

3.8 EU

欧州連合加盟国及び欧州経済領域 (EEA: European Economic Area) 協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合 (European Union) をいう。

3.9 プロファイリング

本人の業務実績、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼、行動、所在又は移動に関連する属人的傾向の分析又は予測をするためになされる、個人情報のある形態のコンピューター処理・分析をいう。

3.10 処理者

当社グループ又はグループ各社のために個人情報の取扱いを行う個人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいう。

第2章 情報管理体制

4 責任者設置義務

当社グループ又はグループ各社は、情報管理体制の統括を行う責任を有する者として、情報管理責任者を設置する。

5 データ保護責任者 (DPO: Data Protection Officer) の設置

5.1 当社グループ又はグループ各社は、個人情報関連法令の定めに従って、データ保護責任者を設置する。

5.2 当社グループ又はグループ各社は、データ保護責任者の情報 (連絡先等) を公開するとともに、監督機関 (各国にある場合) に通知しなければならない。

6 教育の実施

当社グループ又はグループ各社は、役員・従業員に対して、本指針の内容を理解させ、適切な情報資産の取扱いを実践させるために必要な教育を実施しなければならない。

7 監査への協力

当社グループ又はグループ各社は、当社が実施する当社グループの情報管理体制に関する監査に協力し、また役員・従業員に対しても、監査に協力させなければならない。

8 苦情窓口の設置

当社グループ又はグループ各社は、従業者及び顧客からの個人情報に関する問い合わせ・苦情等を受け付けるための窓口を設置し、問い合わせ・苦情等に適切に対応しなければならない。

第3章 秘密情報の適切な取扱い

9 秘密情報の適法な取扱い

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、営業秘密等の取扱いを定めた関連法令および秘密情報管理細則（ただし、同等の内容を各社で定める場合には当該規程を意味する。以下同様。）に従って秘密情報を取り扱い、利用するものとする。

10 取引先等への秘密情報の開示・提供

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、営業秘密等の取扱いを定めた関連法令および秘密情報管理細則に従って取引先等へ秘密情報を開示・提供するものとする。

第4章 個人情報の取扱い

11 個人情報の適法な取扱い

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、3.6 ないし 3.8 に規定した個人情報関連法令および個人情報管理細則（ただし、同等の内容を各社で定める場合には当該規程を意味する。以下同様。）に従って個人情報を取り扱うものとする。

12 センシティブ情報の取扱いの禁止

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報関連法令および個人情報管理細則がそれを認める場合又は明示的な本人の同意がある場合を除いて、人種や信条等を含むセンシティブな個人情報を取扱ってはならない。

13 個人情報の取得

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報管理細則に従って個人情報取得時の同意を本人から得るものとする。

14 本人から取得する場合の措置

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報を本人から直接取得する場合、個人情報管理細則に従って個人情報取得時の明示事項を書面等で明示するものとする。

15 個人情報を本人以外から取得する場合の措置

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報をも本人以外から取得する場合、個人情報管理細則に従って前項の明示事項を、個人情報の取得後1か月以内に本人に通知するものとする。

16 利用に関する措置

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人が通知されている利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用しなければならない。

なお、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、15で定める明示事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知して、本人の同意を得なければならない。

17 取扱いに関する記録の作成

17.1 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報を取り扱う場合、個人情報関連法令および個人情報管理細則に定められた必要事項を記録しなければならない。

17.2 前項の情報を記録した紙や電子的記録は、個人情報関連法令に定められた必要な期間のみにおいて保存するものとする。

17.3 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、17.1の情報を記録した紙や電子的記録を、監督機関の要求があった場合には提出することができるよう適切に管理しなければならない。

18 処理者の使用に関する規律

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報の取扱いを処理者に委託する場合、当該処理者との間で個人情報管理細則に定められた必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）による契約を締結しなければならない。

19 共同管理

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、第三者と個人情報の利用目的や取扱い方法を決定する場合、法令に定める義務を遵守することを、当該第三者との契約に定めなければならない。

20 外国への移転

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報管理細則に従って、個人情報を、当該グループ各社が所在する国又は地域（以下「データ輸出国」という。）以外の場所に移転する。

21 利用の安全性の確保

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報の取扱いを実施する場合には、個人情報管理細則に従い、適切な技術的及び組織的安全管理措置を実施・点検・改善する。

22 個人情報の正確性の確保

22.1 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確、かつ最新の状態で管理しなければならない。

22.2 当社は、個人データを処理する対象の目的のために必要な期間以上保持してはならない。

23 アクセス権

23.1 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から自己の個人情報が取扱われているか否かについて確認を求められた場合、これに応じなければならない。

23.2 当社グループ又はグループ各社は、個人情報管理細則に定められた情報へのアクセスを求められた場合はこれに応じなければならない。

24 個人情報の訂正

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、自己の個人情報について訂正を求められた場合、遅滞なくこれに応じなければならない。

25 個人情報の削除

25.1 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、自己の個人情報の削除を要求された場合であって、個人情報管理細則に定められた状況に該当するときは、不当な遅滞なくこれに応じなければならない。

26 個人情報の利用停止

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、自己の個人情報について、利用停止を求められた場合において、個人情報管理細則に定められた状況に該当するときは、利用を停止しなければならない。

27 委託先への通知義務

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、訂正、削除、利用停止の請求があった場合であって、委託に基づく個人情報の提供、又は第三者提供を実施している場合には、当該委託先又は提供先に対して当該要求があった旨を通知しなければならない。また、本人から当該委託

先又は提供先に関する情報を求められた場合は、当該委託先又は提供先に関する情報を通知しなければならない。

28 データポータビリティ

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、自己の個人情報の提供を求められ、かつ、個人情報管理細則に定められた状況に該当する場合、適切な形式及び方式で、本人に対して当該情報を受け渡さなければならない。

29 異議申し立て

29.1 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、個人情報管理細則に定められた自己の個人情報の取扱いについて異議申し立てを受けた場合、当該情報の利用を停止しなければならない。ただし、個人情報の取扱いを必要とする合理的な理由が本人の利益、権利及び自由に優先するものである、又は法的主張のために必要であることを証明できる場合は、この限りではない。

29.2 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人の個人情報が、ダイレクトマーケティングの目的のために取り扱われている場合であって、本人から異議申し立てを受けた場合、当該情報の利用を停止しなければならない。

29.3 当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、本人から、本人に関する法的効果が発生させ、又は当該本人に対して重大な悪影響を及ぼすプロファイリングを含むコンピューター処理のみをもって行われた分析判断に対して、異議申し立てを受けた場合、これに応じなければならない。

30 アクセス等請求への対応

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報について、個人情報管理細則の定めに基づいて本人から請求を受けた場合、当該求めを受けた時から原則として1か月以内に本人の請求に応じなければならない。

31 データ保護影響評価の実施

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、データ処理が個人の権利および自由に対して高度のリスクをもたらす可能性がある場合において、個人情報管理細則に定められたデータ保護影響評価を実施しなければならない。

32 監督機関及び本人への通知

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員は、個人情報の侵害（個人情報の漏洩、滅失

又はき損等をいう。)の存在を認識したときは、72時間以内に、個人情報関連法令および個人情報管理細則に定められた事項を、監督当局に通知し、本人に説明しなければならない。

第5章 雑則

33 罰則

当社グループ又はグループ各社は、本指針に違反した当社グループ又はグループ各社の役員および従業員に対して、手続に基づく懲戒を行う。

34 損害賠償

当社グループ又はグループ各社の役員および従業員が故意又は重過失によって当社又は取引先等の秘密情報を漏えい、紛失し、当社に損害を与えたときには、当社グループ又はグループ各社は当該損害について賠償請求することができる。